

系島特別支援学校の教育課程について

1 教育課程の基本構造

(1) 類型について

A類型	小・中・高等学校に準ずる教育課程（肢体不自由教育部門のみ）
B類型	知的障がい者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校（以下、「知的障がい特別支援学校」という。）の各教科等を中心とする教育課程
C類型	知的障がい特別支援学校の自立活動を主とした教育課程
D類型	学校に通学が困難な児童生徒を対象とし、実態に応じて自立活動と各教科の指導を行う教育課程（訪問教育）

- ① 知的障がい教育部門（以下、知的部門）
 ・知的部門B類型 ・知的部門C類型
- ② 肢体不自由教育部門（以下、肢体部門）
 ・肢体部門A類型（対象学級は一般学級のみ、単一障がい）
 ・肢体部門B類型 ・肢体部門C類型 ・肢体部門D類型

2 教育課程編成の特徴

< 日課時制 >

少しがんばれば「できる」を増やす取組

- (1) 児童生徒の毎日のルーティーン（規則的な生活の流れ）を重視した設定をする。
 （A類型以外）

- (2) 小学部から高等部まで一貫して清掃活動の時間を設定する。

< 時間割設定 >

- (1) 社会に開かれた教育課程の積極的な導入を図る。
 (2) 児童生徒の学習・生活集団確保のため、以下の工夫を行う。

< 教育内容 >

ふるさとを愛する心を育むための教育活動を積極的に導入する。

3 作業学習、職業科

中学部での「作業学習」を踏まえ、高等部では、「職業」を設定し、卒業後の職業生活に関する実践的・体験的な学習を行う。